

## 株主資格の確認・代理行使と株主総会決議の取消し ——札幌高判令和元年7月12日金融・商事判例1598号30頁——

村上 康 司

### 1. はじめに

株主総会は、議決権を有するすべての株主によって構成される株式会社の意思決定機関であり、すべての株式会社に必須の機関である（会295条）。株主は、自らが株主総会に出席し、自らの議決権を行使することが原則とされていることは言うまでもない。しかしながら、複数の株主総会が同日に集中している場合など、現実的に株主総会に出席することができない場合も生じる<sup>(1)</sup>。そのため、株主は、代理人によって議決権を行使することができる（会310条）。株主の議決権行使の機会を確保するためである。株主または代理人が会社に代理権を証明する書面（委任状）を提出しなければならないが（会310条1項後段、電磁的方法も可能：会310条3項・4項）、それは株主総会ごとに別々にしなければならない（会310条2項）。これに対して、会社は、株主総会の議事を円滑に進めるため、代理人の人数を制限することができる（会310条5項）。

この株主の議決権の代理行使をめぐるのは、かねてより一定の議論が蓄積されてきた。とりわけ、代理人資格の制限する旨の定款規定について、最高裁の判断をはじめ、いくつかの論点が形成されてきた。

株式会社の基本的事項を決定する株主総会に、仮に、権限を有する株主が参加

---

(1) わが国の上場会社の定時株主総会は、例年、6月の下旬に集中して開催される傾向にある。多くの会社が3月末日を事業年度末日としているが、同時に、定時株主総会の議決権および剰余金配当の受領権の基準日を同じく3月末日としている実務慣行が存在する。基準日から3か月以内（会124条2項）に株主総会を開催せねばならないため、準備に要する日数等を考慮すると、6月下旬に各社の定時株主総会が集中するということになる。もっとも、近年は、一時期と比較すると、集中度合いは分散されてきている。また、会社にとっては、株主総会を集中させることにより、総会屋の出席を可能な限り防止するとの目的もある。

することができなかつた場合、あるいはその逆に、参加することができないはずの者が参加していた場合には、株主総会決議取消しの訴えが提起されかねない事態となりえる。株式会社にとっては、このような事態は、当然に回避したいものであり、それゆえに、慎重な取り扱いがなされなければならないことは言うまでもない。

本稿では、代理人資格を制限する旨の定款規定に関して、近時の裁判例（札幌高判令和元年 7 月 12 日金融・商事判例 1598 号 30 頁）を一つの手がかりとして、現代的に再検討を行うこととしたい。まず最初に、事件の概要および判旨を概観する。

### 【事実概要】

（当事者）

X 1（原告、被控訴人）：Y の株式を 38,000 株保有

X 2（原告、被控訴人）：Y の株式を 13,200 株保有

Y（被告、控訴人）：航空事業を手がける株式会社で非上場会社（資本金 1 億円、従業員持ち株会と他 7 名の株主）

（Y の定款規定）

定款 13 条には「株主及び登録質権者又はこれらの法定代理人はその氏名住所及び印鑑を当会社に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。」との規定がある。

定款 18 条には「株主は当会社の議決権を有する出席株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。」との規定がある。

Y は、X 1・X 2 に対し、平成 29 年 6 月 17 日に Y の本店所在地にある Y 本社において第 51 回定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を開催する旨の株主総会招集通知並びに議決権行使書及び出席票が一体となった書面（以下「議決権行使書兼出席票」という。）を送付した。なお、上記議決権行使書兼出席票は、上側約 3 分の 2 が議決権行使書、下側約 3 分の 1 が出席票となっている 1 枚の紙である。議決権行使書部分には届出印押印欄があるが、出席票部分には株主が捺印する欄はなかった。

X 1 代表者及び X 2 から Y の株式に係る議決権行使の委任を受けた A 弁護士の名は、平成 29 年 6 月 17 日、本件株主総会に出席するため Y 本社に赴いた。

X 1 代表者は、本件株主総会の受付の際、同社の当時の代表者印の印影が頭出

された議決権行使書兼出席票を持参し、これをY代表者に示したが、Y代表者は、当時、X1の代表者印の印影として届け出られていたものと、X1の議決権行使書兼出席票の議決権行使書部分に顕出された印影とが一致しないことを理由に、X1代表者が、本件株主総会に出席することを認めなかった。

A弁護士は、本件株主総会の受付の際、X2に送付された議決権行使書兼出席票、X2の当時の代表者印の印影が顕出された委任状（以下「本件委任状」という。）、X2の商業登記簿謄本及びX2の印鑑証明書を持参し、これをY代表者に示したが、Y代表者は、当時、X2の代表者印の印影であるとしてYに届け出られていたものと、本件委任状に顕出された印影とが一致しないことを理由に、A弁護士が、本件株主総会に出席することを認めなかった。

そこで、X1・X2が、平成29年6月17日に開催されたYの株主総会における決議はX1・X2の出席を拒絶した上でされたものであり、その方法が法令に違反し、又は著しく不公正なものであるとして、会社法831条1項1号に基づき、同決議の取消しを求めるとともに、Yによる株主総会へのX1・X2の出席の拒絶が今後も予測されるとして、Yに対し、株主権による妨害予防請求権に基づき、株主総会への出席の妨害禁止を求めた。

なお、本件に先立ち、X1は、平成20年、Yに対し、X1がYの株式38,000株を有する株主であることの確認を求める訴えを札幌地方裁判所に提起した。同裁判所は、平成23年にX1の請求を認容する判決を言い渡し、同判決は、平成24年8月、最高裁判所による上告不受理決定により確定している。

また、上記判決確定後、X1は、平成24年6月22日開催の株主総会の前から、Yに平成16年以降のX1の代表者、商号、届出印の変更届を提出するよう求められていたところ、同月25日頃、Yに対し、当時の代表者氏名と届出印の変更届を送付した。その後も、X1は、Yから、代表者、商号、届出印のそれぞれについて変更届を提出することや、過去の代表者変更に遡り、中抜きをせず、当時の代表者印をもって変更届を提出することを求められ、さらには変更届の提出が遅れたことについて遅延理由書を提出するよう指示を受けた。

X2も、Yから、商号の変更、届出印の変更等の変更届を時系列に沿って提出するよう求められ、変更届の提出が遅れたことについて遅延理由書を提出するよう指示を受けた。

Yにおいては、平成30年6月の時点で、X1・X2の代表者、商号、届出印の変更手続は、提出されていない書面があることを理由に未だ完了していないものと扱われているものの、これまでのX1・X2の書面による議決権行使の際には、最新の代表者印の印影が顕出された議決権行使書兼出席票を有効なものとして取り扱ってきたことが認定されている。

原審（札幌地裁平成31年1月31日判例タイムズ1467号249頁、金融・商事判例1598号36頁）は、X1・X2の請求を認容したため、Yが控訴した。

## 【判決要旨】

### 控訴棄却

〔判旨1〕「株主総会の受付においては、受付に出頭した者が株主であることを確認する必要があるが、会社が送付した議決権行使書等を提示した者を株主として入場させる取扱いが比較的多いとされている…。しかし、出頭者と株主との同一性確認の方法が法定されているわけではなく、議決権行使書等による確認の方法は飽くまで事務の効率化の観点からの1つの手段にすぎず、株主権の重要性に鑑みれば、議決権行使書の提示以外の方法により株主本人であることを立証したにもかかわらず、株主総会への入場を拒絶した場合には、不当な出席の拒絶になり得るといふべきである。

本件において、控訴人Y代表者は被控訴人X1代表者と面識を有しており、本件株主総会に出頭してきたX1代表者が、Yの株主として議決権行使をし得る立場にあることが明らかに認められる状況であった。加えて、本件の場合、Yは、書面による議決権行使では問題視していない届出印の印影と議決権行使書兼出席票に顕出されている印影の不一致を理由にX1代表者の株主総会への入場を拒絶したというのであるから、決議方法に法令（会社法308条1項）違反があったといわざるを得ない。」

〔判旨2〕「Yの定款18条は、…Yの株主が議決権を代理行使させることができる者をYの株主に限定している。このような定めは、株主総会が株主以外の第三者により攪乱されるのを防止し、株式会社の利益を保護しようとする趣旨に出たものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限として有効であると考えられる（最高裁昭和43年11月1日第2小法廷判決・民集22巻12号2402頁参照）。

しかしながら、Y代表者は、X2の委任状を持参したX2の代理人であるA弁護士と面識があり、株主総会の受付において、同人が弁護士であり株主総会攪乱のおそれがないことを容易に判断できたといふべきである。議決権行使の重要性に鑑みると、本件のように代理人が弁護士である等株主以外の第三者により攪乱されるおそれが全くないような場合であって、株主総会入場の際にそれが容易に判断できるときであれば、株式会社の負担も大きくなく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない。それにもかかわらず、Yは、届出印の印影と本件委任状に顕出されている印影の不一致を理由にX2代理人であるA弁護士の株主総会への入場を拒絶したというのであるから、決議方法に法令（会社法310条1項）違反があったといわざるを得ない。」

なお、上告受理申し立てがなされたが、後に不受理の決定が下されている（最一決令和元年11月7日（令和元年（受）第1673号））。

### 【本判決の位置づけ<sup>(2)</sup>】

本判決は、株主総会の受付時における株主資格の審査方法、および定款にもとづく代理人資格の制限が非株主である弁護士にも及ぶのかについての Y の対応が、株主総会決議取消事由にあたるか否かが争われている<sup>(3)</sup>。後者について、これまでにも、弁護士による株主権の代理行使が問題となった裁判例はいくつか存在するが、代理行使を可能とする高裁レベルの判断としては初めてのものとして意義がある。

なお、① Y 代表者と X1 代表者・X2 の代理人である A 弁護士が面識を有していたこと、② Y 代表者は、受付において A が X2 の議決権を代理行使することができる資格を有していないといった発言は行っていなかったこと、③これまで X1・X2 が書面による議決権行使を行ってきた際には、いずれも最新の代表社印の印影が顕出された議決権行使書兼出席票を有効なものとして取り扱ってきたこと、などの個別事情が存在する。

## 2. 株主資格の確認（本人確認）方法〔判旨1〕

株主総会決議に、株主以外の者が参加していた場合、株主総会決議の方法が法令・定款に違反することとなり、株主総会決議取消しの対象となる（会831条1項1号）。もっとも、会社法では、株主総会に会場した者の株主資格の確認方法については、特に定めがない。実務上、この点はどのような運用がなされているのかを確認しておく。

---

(2) 本判決に関する判例評釈として、弥永真生「本件判批」ジュリスト1550号2頁（2020年）、木村健ほか「本件判批」〔新商事判例便覧 No.737-3413〕商事法務2244号63頁（2020年）、内田千秋「本件判批」新・判例解説 Wacht Vol.28 159頁（2020年）、青木浩子「本件判批」ジュリスト臨時増刊1157号〔令和2年度重要判例解説〕74頁（2021年）がある。本件原審に関する判例評釈として、水野信次「原審判批」銀行法務21第853号67頁（2020年）、木村健ほか「原審判批」〔新商事判例便覧 No.731-3392〕商事法務64頁（2020年）、潘阿憲「原審判批」法学教室477号142頁（2020年）、高田晴仁「原審判批」法学セミナー790号131頁（2020年）がある。

(3) 実際には、今後も Y が X1・X2 が株主総会に出席して議決権行使をすることを妨げる高度の蓋然性があるとされる。

## 2.1 上場会社の状況

上場会社では、2009年（平成21年）株式電子化により、届出印制度はすでに廃止されている。商事法務研究会編「株主総会白書2020年版」<sup>(4)</sup> 商事法務2256号（2020年）110-115頁によると、おおむね次のような取り扱いがなされているようである。

### 1) 受付において「会社が送付した議決権行使書用紙、委任状、出席票を持参した株主」<sup>(5)</sup>の確認方法

→「用紙の形式を確認」：回答会社全体の98.4%（1,569社）＝会社が株主の住所宛に送付した議決権行使書用紙等を持参していれば、その来場者は株主本人であるとして取り扱う。<sup>(6)</sup>簡易かつ迅速に大量の本人確認作業を行う方法としては一定の合理性が認められると解されよう。<sup>(7)</sup>

### 2) 受付において「会社が送付した議決権行使書用紙、委任状用紙、出席票を持参しなかった株主」の確認方法

→株主名・住所などを記入してもらい、株主名簿を照合して該当する者であれば入場を認めることに加え、身分証明書等の提出も併せて求めるケース：61.3%（978社）+5.6%（89社）<sup>(8)</sup>＝会社が送付した用紙等の持参は資格確認のための法定の要件ではないため、持参しなかっただけで出席を拒絶するのは行き過ぎと考え

---

(4) 全国証券取引所上場会社（新興市場を除く）で、2019年10月～2020年9月の間に定時株主総会を開催した2,727社の国内会社を対象に、そのうち1,595社から回答あり。

(5) 決議事項がない場合などに、議決権行使書面の代わりに、本人確認のために招集通知に同封されるもの。

(6) 岩原紳作編『会社法コンメンタール 第7巻』（商事法務、2017年）151頁〔松尾健一〕。株主総会当日の本人確認については、例えば、福岡地判平成3年5月14日判時1392号126頁・判タ769号216頁も参照。

(7) 複数回答が可能なため、かならずしもその残りの会社を指すというわけではないが、128社が「性別を確認した」と回答している。用紙に記載された株主の氏名から推測される性別と、持参した来場者の外見上の性別とが一致しない場合に、株主本人であるかを確認するようである。

(8) 白書111頁によると、前年調査までは、会社送付用紙を持参しなかった株主は増加傾向が続いていたが、コロナ禍の中、あえて会場に足を運ぼうという株主は、会社送付用紙の持参を失念などしない、「意識が高い」株主が総じて多かったのだろうと推測されている。

られるため、こちらの取り扱いに関しても一定の合理性があるといえよう。

### 3) 「法人株主の確認方法」

→議決権行使書（委任状）を提出させることに加え、名刺・身分証明書等の提出を求める：77.8%（1,241社）+53.5%（853社）<sup>(9)</sup>＝委任状の提出に加えて、来場者の本人確認を行うことが一般的になされている。

### 4) 「委任状が真正であることの確認方法」

→議決権行使書の添付を求める：61.8%（985社）、一方で、特に方針を定めていない：30.2%（481社）＝実務では、会社が株主宛に送付した議決権行使書面などの添付を求めることにより、真正を確認する方法が主流（受付で議決権行使書用紙を持参した者を株主本人と認めるのと同じ論理）。当該書面の添付であれば、株主全員が対応可能であり、会社の確認も容易となる。

## 2.2 非上場会社の状況

本件のような非上場会社では、形式上は、届出印制度を利用しているところが多いようである（本件定款13条参照）。もっとも、現実的には、届出印制度を採用しない場合、あるいは採用していても、上場会社で見られるような取り扱いを実務上は行っていると推測される。間違っ<sup>て</sup>届出印と異なる印鑑を押印してしまっているなどの場合に、来場者の株主総会への出席が拒絶されてしまうと、株主としての正当な権利行使ができない結果となるため、他の方法（例えば身分証明書の提示）により来場者の株主との同一性または代理人としての資格が確認できれば、当該来場者による権利行使が認められるべきであろう<sup>(10)</sup>。

## 2.3 他の方法で株主であることを立証することによって株主総会への出席が認められるか

公刊物掲載裁判例は見当たらないが、議場に來た者が、株主であることが立証され、または、そのものがその会社の株主であることを株主総会を開催する株式会社知っている場合にまで、届出印が押印された議決権行使書用紙等を持参しないことを理由として、その者の入場及び議決権行使を拒絶できるとは解されて

(9) 白書112頁によると、この割合も前年調査より減少しているが、新型コロナウイルス対応として、受付の停滞や感染機会をできるだけ避けるため、名刺や身分証明書等の提出・確認までは求めないこととした会社が多かったものと推測されている。

(10) 潘阿憲・前掲注（2）142頁。

こなかったと考えられている<sup>(11)</sup>。この点について、本件では、株主総会の受付にいた Y 代表者（株主資格を確認する側）が X 1 代表者（来場者）と面識を有していたということは、株主本人であることを立証する手段と解することに異論はないところである。<sup>(12)</sup>

本判決は、X 1 の持参した議決権行使書兼出席票に押印された印影が、事前に届け出がなされていたものと異なることを理由として、本件株主総会への出席を拒否した Y の対応について、議決権行使書等の提示以外の方法によって株主本人であることを立証した場合、または、その者が株主であることを会社が知っている場合に、株主総会への出席を拒否できないことを明らかにしたものである。このことから、決議の方法に法令違反が認められ、株主総会決議取消事由があるとした判断は妥当であるといえよう。なお、X 1 の持株比率によっては裁量棄却の余地がある<sup>(13)</sup>（ただし、訴訟において Y の発行済株式総数は認定されていない）。

### 3. 代理人による議決権行使と代理人資格の制限〔判旨 2〕

#### 3.1 代理人による議決権行使

株主は代理人によって議決権を行使することができる。その際、株主または代理人は、代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない（会310条1項）。通常の場合、代理権を証明する書面が、いわゆる委任状であり、一般的には、代理権を授与した旨を書面に表示して、署名または記名押印をする。議決権の代理行使の際に委任状の提出を求めることは、代理関係の有無を明確にし、株主総会における決議の成否を検証しうる資料を整える点で、役に立つ<sup>(14)</sup>。

なお、上場会社の実務では、委任状のほか、当該委任状の真正を確認する書類として、会社が株主に送付した議決権行使書面等の提出を求めることが一般的である点はすでに触れたとおりである。

また、法人株主の場合、指揮・命令に服する職員や従業員が、実際には株主総会の場に出席することとなる。その際、上記2.1-3) で見た通り、議決権行使書（委任状）の提出を要求されることになるが、議決権行使書面は、通常、代表者

(11) 弥永真生・前掲注（2）3頁。

(12) 内田・前掲注（2）2頁。

(13) 内田・前掲注（2）2頁。

(14) 以上、酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法 第4巻 機関・1』（中央経済社、2010年）133頁〔浜田道代〕。



名義で作成し、代表者印が押印される。

本件では、Yが届出印の印影と委任状の代表者印の不一致を理由としてA弁護士が株主総会への参加を拒絶している。Yは提出された委任状の真正について調査する必要があるが、これは、印影の不一致が見られた場合に、直ちにその資格が否定されるべきであることを意味しない。たとえば、少し古い裁判例ではあるが、神戸地判昭和31年2月1日下級裁判所民事裁判例集7巻2号185頁は、「定款で会社が株主に印鑑の届出を要求するのは、会社としては届出印鑑によって株主関係を処理すれば免責せられ、株主としては自己の同一性を推定されるためのものであるから、これがため株主又は代理人が他の方法で委任状の真正ないし委任の事実を立証することが禁止されているわけではなく、また委任状の印鑑が届出印鑑と異なるからといって、当然その委任状ないし委任を無効とし又は委任がない、とすることはできない」と述べ、会社に届け出た印鑑と一致しない印影のある株主総会議決権行使の委任状の効力を認めている。また、宮崎地判平成14年4月25日金融・商事判例1159号43頁は、「株式会社は、私製委任状が提出されたときは、提出者に対して印鑑証明書の提出を求めたり、届出印との印影照合をするなど作成名義が真正であることの確認のための手段を尽くし、それでも確認ができない場合にはじめて代理人の入場を拒否することができるというべきであって、単に私製委任状であるというだけの理由で受け取りを拒否することはできないと解すべきである」と述べ<sup>(15)</sup>る。株主の代理人が会社の送付した定型委任状ではなく私製委任状を持参したとしても、その私製委任状が真正なものである限り、有効なものとして取り扱わなければならないが、会社が私製委任状の申請などを確認せずに受け取りを拒否することはできない旨を明らかにしている。

本件では、A弁護士は、受付においてX2に送付された議決権行使書兼出席票、X2の最新の代表者印の印影が顕出された委任状、商業登記簿謄本および印鑑証明書をY代表者に提示していることから、委任状の真正は確かめられたものといえよう。そうすると、印影の不一致を理由に代理人の出席を拒否するYの対応は、構造的には、X1への対応と同様、やはり決議の方法に法令違反があり、株主総会決議取消事由に該当すると思われる。ただし、A弁護士自身は、Yの株主ではないため、この点をどう評価するのかという点について、さらに考察を進める必要がある。

---

(15) なお、裁判所は、私製委任状を会社が受け入れなかった点は違法としつつも、押捺された印影が届出印鑑のそれと異なっていること等に照らせば、結局のところその違反する事実は重大ではなく、また持株割合も約0.25%に過ぎないことから、決議の結果に影響を及ぼさないとして裁量棄却している。

### 3.2 代理人資格の制限＝株主総会の攪乱防止の趣旨

会社法の規定（会310条）は、株主は、代理人によって権利行使することができる旨を規定するのみであって、その他、条文上は、代理人の資格を特段に制限する規定は存在しない。しかしながら、わが国の多くの会社には、本件 Y の定款18条にあるような、代理人資格を当該会社株主に制限する旨の規定が存在する。前掲「株主総会白書2020年版」112頁、(5)「株主でない代理人の入場承認の可否」については、無回答を除くと、定款で株主に代理人資格を限定している会社は96.1% (1,521社) を数える。そのうち、「例外を認めない」会社は47.3% (755社)<sup>(16)</sup> であり、「弁護士は認めることがある」とする会社は6.3% (101社) である。

そもそも、このように代理人資格を制限するような定款規定が許されるのかという点について、あらためて確認しておきたい。この論点についての、リーディングケースは、①最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁〔百選32〕である。最高裁は、「議決権行使の代理人を株主にかぎる旨の定款の規定は、…議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものと解されず、右代理人は株主にかぎる旨の…定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によつて攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といえることができるから、右商法二三九条三項〔注：会社法310条〕に反することなく、有効であると解するのが相当である」との理解を示し、代理人資格を株主に限定する定款規定も有効であることを明らかにした。

もともと、同最高裁判決以前は、むしろ、定款規定による代理人資格を株主に制限することは無効との考えが一般的であった（法務省昭和36年5月1日付民事甲第949号民事局長通達「議決権の代理人の資格を制限する定款の定めについて」（商事法務213号12頁（1961年）、金法276号14頁（1962年））。しかし、株式を保有しない、すなわち会社に経済的な利害を持たないはずの者に株主権の行使を認めることで、本来は株主にとって不利益な行動もいとわなくなる等の懸念が表明<sup>(17)</sup> されていた。そのため、上記最高裁判決を受けて、昭和44年3月6日付民事甲第381号民事局長回答並びに法務局長、地方法務局長宛通知（商事法務484号23頁

(16) ここ数年、「例外を認めない」会社は減少傾向にあるが、これは、「名義株主の背後にいる実質株主（グローバルな機関投資家等）は認めることがある」（34.4%、583社）の増加と相反しているようである（前掲・白書・99頁）。

(17) 渡辺芳弘「議決権行使の代理資格について」商事法務484号25頁（1969年）。

（1969年）により、定款規定による代理人資格の制限も有効であるとの考えに変更されたという経緯がある。

さらに、代理人は非株主であるがその代理行使を認めないと実質的に不都合が生じる場合が認識される。代表的な事例が、法人である株主がその職員・従業員を代理人として株主総会に出席させることと、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の射程が問題となった②最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁〔百選37〕である。同最高裁は、「株式会社が定款をもつて株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、…右定款の規定に反しないと解するのが相当である。けだし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえつて、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである」との理解を示した。最高裁は、合理的な相当程度の制限であれば、代理人資格の制限は認められる（代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の射程は及ばない）との解釈を示している。

問題は、これら上記2つの最高裁判例の相互関係（読み方）である。最高裁判決は、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の有効性の判断にあたって、ア）攪乱のおそれがあるか否か、イ）代理行使を認めないとすると、株主の議決権行使の機会を奪うに等しくなるか否かの着眼点からその判断を行っているようである。

#### ア）攪乱のおそれがあるか否か

①最高裁判決は、代理人資格を制限できる合理的な理由に、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護することを挙げる。総会屋による株主総会荒らしも珍しくはなかった当時において、株式会社(18)が自ら一定の予防策を講ずる必要性が認識されていた。また、多くの学説も、こ

---

(18) 総会屋対策として、利益供与の禁止規定（会120条）が昭和56年商法改正によって実現し、平成に入ってからでも、罰則の強化や利益供与要求罪が創設されるなど、その対策は強化されていった。同時に、警察による取締り活動も強化されたことから、今日では、総会屋がかつてのように「活動」することは少ない。

のような株式会社の置かれた環境に理解を示したうえで、代理人の資格を株主に限定する定款規定が設けられたのであれば、株主総会の構成メンバーである株主が、その必要性を判断し、その目的を達成する手段として代理人資格を制限したのであるから、そのような判断が適切になされている限り、定款規定を有効とする理解が一般に受け入れられていた。

②最高裁判決は、代理人が非株主であっても、株主総会を攪乱させるおそれのない者であれば、代理行使を認めてよいことを明らかにする。この根拠は、当該代理人として株主総会に出席するよう求められる職員・従業員は、法人組織では、上司の指揮・命令にしたがう義務を負い、法人である株主の代表者の意図に反するような行動をすることはできないため、つまりは株主総会を攪乱させるおそれはないと解されるからである。

#### イ) 株主の議決権行使の機会を奪うに等しくなるか否か

株主総会は、株主の意思を確認する極めて重要な機関であることは周知のとおりである。代理人資格を株主に限定する旨の定款規定を無効であると学説の中には、広く株主が分散していることも勘案すると、当該定款規定が存在するせいで、特に個人株主は代理人を見つけることが困難であり、その結果、代理人を通じて株主総会に出席することを阻害することになると指摘する。また、上場会社では、誰もが市場で株式を取得し、株主として株主総会に出席できる地位を得るため、代理人資格を株主に限定したところで、総会屋をはじめとする株主総会を攪乱しうる者を排除することはできない部分がある。学説では、これらの点から、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定は、無効・違法であると解する有力な見解も存在する。

したがって、その株主総会において、事実上、株主の議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすか否かは、慎重に検討されなければならない。その結果、代理人資格を株主に制限することが、株主総会の攪乱防止という合理的な理由のためには許容される制限であると解しうる一方で、そうした攪乱のおそれがない場合にまで、議決権行使の機会を奪うような制限をするのは、相当程度の制限とはいえない。

この結果、上記②最高裁判決を理解するには、イ)の点についての理解がより重要ということになる。

(19) 岩原紳作編・前掲注(6) 169頁 [山田泰弘]。

(20) 松中学「代理人資格の制限」(飯田秀総=白井正和=松中学『会社法判例の読み方』(有斐閣、2017年)) 146頁。

(21) 山田・前掲注(19) 172-173頁、松中・前掲注(20) 147頁。

### 3.3 株主でない弁護士による議決権の代理行使

代理人資格を株主に限定する旨の定款規定がある会社において、株主ではない弁護士を、代理人として株主総会に出席させることができるかという点については、次のとおり、すでに何件かの裁判例が存在する。

- (1) 東京地判昭和57年1月26日判例時報1052号123頁
- (2) 神戸地裁尼崎支部判平成12年3月28日判例タイムズ1028号288頁
- (3) 宮崎地判平成14年4月25日金融・商事判例1159号43頁
- (4) 東京地判平成22年7月29日資料版商事法務322号180頁
- (5) 名古屋地判平成28年9月30日判例時報2329号77頁 など

このうち、(2) 神戸地裁判決以外は、非株主である弁護士による議決権の代理行使を否定的に解する（弁護士による代理行使を認めない）。換言すると、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の効力を有効と解する。

(1) 東京地裁判決は、法的な専門知識を有しない主婦が、自らの議決権行使を専門的知識のある弁護士に議決権行使を委ねたいと主張したが、代理人資格を制限する定款規定は「総会荒しの所為に出ることのない弁護士であることをもって本件規定の効力を否定すべき特別の事由ということではできない」として認められなかった。なお、原告自身は株主総会へ出席しなかったが、他の株主に委任できたこと認定されている。

(3) 前掲宮崎地裁判決は、「確かに、弁護士は一般に社会的信用が高く法律知識が豊富であるから違法・不当な行為をしない蓋然性が高いものであるし、…その社会的信用の高さ等を考慮すれば、総会をかく乱するおそれは非常に小さいというべきである。しかしながら、原告主張のように、株式会社は総会をかく乱するおそれのない職種の者であれば非株主であっても入場を許さなければならないと解すると、株式会社は、総会に非株主代理人が来場した際には、その都度その者の職種を確認し、総会をかく乱するおそれの有無について個別具体的に検討しなければならないことになる。どのような職種の者であれば総会をかく乱するおそれがないといえるかは、明確な基準がなく、極めて難しい判断である。また、株主数が多い株式会社は、総会開会前の限られた時間に多数の来場者に応対しなければならないところ、受付において非株主代理人が総会をかく乱するおそれの有無について個別具体的に判断することは、受付事務を混乱させ、円滑な総会運営を阻害するおそれが高いというべきである」とし、あくまで私製委任状が会社に拒絶された点は違法だとしたが、違法は重大でなく決議に影響を及ぼさなかったことは明らかであるとして裁量棄却とした。

(4) 東京地裁判決は、「一般に、弁護士は、社会的な信用が高く法律知識が豊富であるから違法、不当な行為をしない蓋然性が高いものであると信じられてい

るところではある。しかし、控訴人がいうところの弁護士等のように、そのような高い信頼の下にある職種のものであって、具体的に株主総会をかく乱するおそれのない者については、株主でない者であっても代理人となることを許さなければならぬとすれば、株式会社は、株主総会に株主ではない代理人が来場した際には、その都度その者の職種を確認し、株主総会をかく乱するおそれの有無について個別具体的に検討しなければならないことになるが、どのような職種のものであれば株主総会をかく乱するおそれがないと信頼することができるのか、また、そのような信頼すべきと考えられる職種に属していながらも、当該来場者に株主総会をかく乱するおそれがあると思われる場合に、どのような要件の下に出席を拒むことができるのかなど、明確な基準がないままに実質的な判断を迫られ、その結果、受付事務を混乱させ、円滑な株主総会の運営を阻害するおそれがある。しかも、正当な権利行使とかく乱の行為とが具体的事案において截然と区別することが難しいこともあるところ、実質的な判断基準を持ち込むことにより、経営陣に与する者の出席を許し、与しない者の出席を許さないなど恣意的運用の余地を与え、株主総会の混乱を増幅する可能性もある」と述べた。本件は、最終的に原告（会社代表者）が出席して議決権を行使していた事例である。

（５）名古屋地裁判決は、「原告訴訟代理人弁護士が本件株主総会を攪乱するおそれがあったとは認められない。もっとも、原告は、本件株主総会に出席して議決権を行使したのであるから、被告会社が原告訴訟代理人弁護士による原告の議決権代理行使を拒否したことによって、原告の議決権行使の機会を奪うに等しい不当な結果が生じたとはいえない」とした。

これらの裁判例は、上記3.2イ)の要素を念頭に確認すると、弁護士はその社会的信頼にもとづき、株主総会を攪乱するおそれがあるとは一般には認められないが、いずれのケースも株主自身の議決権行使の機会が事実上奪われる場合であるとは評価していないことが注目される。

そして、（３）宮崎地裁判決、（４）東京地裁判決および（５）名古屋地裁判決は、社会的に信頼を寄せられる職種は必ずしも弁護士には限らないこと、個別の判断をその時々受付に委ねることとなり、かえって事務処理を混乱させ円滑な株主総会の開催を妨げるとともに、場合によっては恣意的な運用となりかねないことを指摘している。

なお、（２）神戸地裁尼崎支部判決は、議決権の代理行使の可否を直接の争点とした事案ではなく、株主でない弁護士により議決権の代理行使を拒絶されたことを不法行為として損害賠償請求がなされた事案であり、これについては、従来の判例の流れにあって異質と評価しうるであろう。該当部分は傍論判断であって、先例的価値は乏しいと理解すべきである。<sup>(22)</sup>

本件では、A 弁護士の出席が拒絶されたのは、印影の不一致がその理由とされており、定款18条に関連して、A 弁護士自身が Y の株主ではないことが直接的な理由とはなっていない。この理由は、訴訟において、Y が定款18条を持ち出して、A の拒絶に違法性はないことを主張してきたため、これに応える形であるように思われる。

その一方で、本判決では、株主の代理人資格を制限する定款規定が存在していても、弁護士を代理人とする議決権の代理行使であれば、株主総会を攪乱するおそれが全くない場合に当たり、会社は当該代理行使を拒絶することはできないと言い切っているように見ることができる。その意味では、①最高裁判決に始まる、株主ではない弁護士による議決権の代理行使の拒絶を肯定する上記裁判例の流れから外れるものに位置付けることができよう。つまり、Y 代表者と A 弁護士が面識があることから、受付において事務処理の混乱を生じる<sup>(23)</sup>ことはないはずとの前提に立った、極めて例外的な判断と位置付けるほかない。もっとも、A 弁護士による議決権の代理行使が総会を攪乱するおそれがないといえるか、仮にないとしても、X2 自身の議決権行使の機会が事実上奪われる場合であるといえるのかどうかを、審査すべきであったと考える。Y は、株主数が8名と非常に少なく、しかも A 弁護士は Y 代表者と面識があるという特殊性を強調しすぎているように思われる。また、それに加えて、Y の言う印影の不一致は、いかなれば、いやがらせともいべき事情に裏付けられた事案の側面を有している点に留意する必要があるろう。

#### 4. バーチャル株主総会における処理

ここまで、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の効力について、近時の裁判例をもとにした考察を行ってきた。最高裁の示した理解は、その後の下級審裁判所でも引き継がれていることを確認して一方で、当時の社会情勢からの変化を踏まえてみると、現在もなお、どれほどの意義を有しているのかについては、再検討が必要である。本人確認についても、非株主である弁護士が代理人としてやってきた場合、出席を認めている会社も意外にあることが確認されている。また、特に上場会社では、本人確認の必要性和実効性はかなり形骸化している部分

---

(22) 森本滋「最近の株主総会の運営に関する判決例について」商事法務1560号7頁(2000年)、山田・前掲注(17)172頁。

(23) 弥永・前掲注(2)3頁、内田・前掲注(2)4頁、青木・前掲注(2)75頁も同旨。

が指摘されている。さらには、「株主以外の第三者によって株主総会が攪乱されることを防止する」という、ぼんやりとしたお決まりのフレーズが、今日、果たしてどれほどの意味を有しているのか改めて検証しなければならない。そのことを、新型コロナウイルス感染症によって検討せざるを得なくなった側面もあるバーチャル株主総会において、考えてみたい。

#### 4.1 バーチャル株主総会

従来、株主総会は、株主総会の開催場所に、取締役や株主等が一堂に会する形で物理的に開催されてきた。2020年2月26日策定の経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」<sup>(24)</sup>によれば、これを、リアル株主総会と呼ぶ。これに対して、インターネット等の手段を用いて、遠隔地の株主も株主総会に参加しやすくする、新型コロナウイルス対策としては株主総会の会場への来場を控えてもらうこと等のニーズに応える形で、バーチャル株主総会の開催について具体的に検討されてきた。

バーチャル株主総会という用語は、リアル株主総会の開催を前提とする①ハイブリッド型バーチャル株主総会と、リアル株主総会の開催がない②バーチャルオンリー型株主総会の両者を含む。さらに、①ハイブリッド型バーチャル株主総会は、リアル株主総会の開催に加えて、リアル株主総会の開催場所にはいない株主が、会社法上の「出席」にはあたらないものの、インターネット等の手段を用いて、審議等を確認・傍聴することができる株主総会である①-1ハイブリッド参加型バーチャル株主総会と、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所にはいない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会である①-2ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とに分類される。①-2における株主総会への「出席」は、インターネット等の手段を用いて、議決権行使や質問等ができることを意味する。2020年6月開催の株主総会では、上場会社のうち、①-1ハイブリッド「出席型」は9社、①-2ハイブリッド「参加型」は113社の実施が確認されている<sup>(25)</sup>。同じく、2021年6月開催の株主総会では、オンライン実施320社のうち、①-1「出席型」は14社であったのに対し、①-2「参加型」は、306社に上った。

(24) 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(2020年2月26日公表)1頁。資料は、<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf> から利用可能。

(25) 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集」(2021年2月3日公表)7頁。資料は、<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-2.pdf> から利用可能。



一方、②バーチャルオンリー型株主総会の実施は、会社法上、株主総会の招集に際して、株主総会の場所を定めなければならないこととされているため、解釈上、難しいと解されている。<sup>(26)</sup> なお、2021年2月5日閣議決定された産業競争力強化法の改正案に、会社法の特例として、上場会社に限り、②バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能にする旨が盛り込まれていたが、<sup>(27)</sup>「産業競争力強化法の一部を改正する等の法律」<sup>(28)</sup>が2021年6月9日に成立し、2021年6月16日に公布・施行された。<sup>(29)</sup>

#### 4.2 ハイブリッド「出席型」バーチャル株主総会の本人確認

株主総会において議決権を行使することができる株主の概念は、リアル株主総会のそれと、バーチャル株主総会のそれとで異なることなく、基準日に議決権を有する株主として株主名簿に記載または記録された者に限定される。①-1 ハイブリッド「参加」型バーチャル株主総会においては、株主はインターネット等の手段を用いて「参加」しているに過ぎないため、議決権の行使等を行う権限は有していないことから、オンライン上の本人確認の必要性は生じないのが原則である。<sup>(29)</sup> 他方、①-2 ハイブリッド「出席」バーチャル株主総会においては、インターネット等の手段を用いて「出席」している株主について、リアル株主総会とは別に本人確認を行う必要がある。

バーチャル出席株主の本人確認は、事前に株主に送付する議決権行使書面等に、株主ごとに固有のIDとパスワード、QRコード等を記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該IDおよびパスワード等を用いたログインシステムの採用が妥当とされる。<sup>(30)</sup>

(26) 第197回国会法務委員会第2号（平成30年11月13日）における、小野瀬厚政・政府参考人（法務省民事局長答弁）。

(27) 詳細は、太田洋「バーチャルオンリー株主総会を解禁する産競法一部改正案の概要と実務対応〔上〕〔下〕」商事法務2259号16頁以下、2260号40頁以下参照。

(28) 経済産業省「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度」[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html) から利用可能。もっとも、時間的制約のため、2021年3月期決算企業で6月開催の株主総会に利用した企業はなかった。

(29) ただし、「参加」のために、Webサイト等へのアクセスID、パスワードを招集通知等と併せて通知するような場合には、次に触れるように①-2ハイブリッド「出席」型バーチャル株主総会と同様、実質的な本人確認を行っているといえる。

(30) 産業経済省・前掲注(24)15頁。経済産業省・前掲注(25)25頁によると、これ以外にも、二段階認証やブロックチェーン技術の活用等の方法を採用するところ

会社法上、株主総会に出席する株主の本人確認について特別な定めはないため、リアル株主総会においては、わが国の郵便事情への信頼性にに基づき、株主名簿上の株主の住所に送付された議決権行使書面を所持している株主を、本人として確認されたものとしている。電磁的方法により議決権行使（会298条1項4号）における本人確認についてと、同様の取り扱いをもって本人確認に代えるということである。とはいえ、これまで上場会社の本人確認の方法として、十分に機能していないのではないかと指摘されていたものがそのまま妥当するといえそうである。

### 4.3 バーチャル株主総会における代理行使

①-1 ハイブリッド「参加」型バーチャル株主総会において、議決権行使の意思がある株主は、インターネット等の手段を用いた場合には「参加」するにとどまるため、事前の議決権行使方法（書面投票や電磁的方法による議決権行使）を採用している会社の場合にはそれを、あるいは代理人を通じて議決権行使を行うことが必要である。

①-2 ハイブリッド「出席」型バーチャル株主総会では、株主は、自らインターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」することができるため、あえてバーチャル出席のための代理人を立てる必要性は大きくないと考えられる。そのことを前提に、会社は、バーチャル出席のための代人を認めないという判断も可能だと考えられている。会310条の規定は、あくまでリアル株主総会での余地を認めていけば、問題ないと理解である。会社が、バーチャル出席のための代理人を受け付けると判断した場合には、リアル株主総会への代理人出席の場合の本人確認に準じた取り扱いが望まれる。また、代理人資格を株主に限定する旨の定款規定が存在する場合、それにしたがうこととなる。ここでも、代理人の資格については、2つの最高裁判決の考察を通じてみたように、株主の議決権行使の機会を奪うに等しくなるか否かという観点から考察がなされるべきである。その意味では、より実質的な判断が求められることになるだろう。

---

もあつたようである。

(31) 産業経済省・前掲注(24)16頁。